

オールスター競輪広報・イベント等事業業務委託（債務負担行為）仕様書

本仕様書は、松山市（以下「甲」という。）が委託する「オールスター競輪広報・イベント等事業業務委託」に関して必要な事項を定めるとともに受託者（以下「乙」という。）が履行しなければならない事項を定めるものとする。

1. 委託業務件名

オールスター競輪広報・イベント等事業業務委託（債務負担行為）

2. 履行場所

松山市市坪西町 796 番地 6 松山中央公園多目的競技場 外

3. 業務目的

（1）松山競輪開設 76 周年記念金亀杯争覇戦（以下「金亀杯」という。）

令和 8 年 3 月 5 日から 8 日まで開催される金亀杯に向けて、効果的な広報宣伝を行い、幅広い層のファンを獲得するため、魅力的なイベントを実施し、集客を行う。

また、金亀杯開催時に令和 8 年 8 月に開催される第 69 回オールスター競輪（以下「オールスター競輪」という。）の広報宣伝を実施する。

（2）オールスター競輪

令和 8 年 8 月 11 日から 16 日まで開催されるオールスター競輪に向けて、機運醸成を図り、大会を盛り上げるため、全国規模の広報宣伝を展開し、集客力アップにつながるイベントを実施する。

4. 業務目標値

	売上額	入場者数
金亀杯	6 0 億円	1, 2 0 0 人／日
オールスター競輪	1 6 0 億円	2, 0 0 0 人／日

5. 適用基準等

本業務の履行にあたっては、本仕様書のほか、松山市契約規則（平成 20 年松山市規則第 11 号）等の関係法令を遵守しなければならない。

6. 履行期間

契約締結日から令和 8 年 1 2 月 3 1 日まで

7. 業務内容

(1) 広報宣伝業務

別添1による過去の実績及び競輪業界の動向を調査し、ターゲット層を分析、設定の上、広報宣伝の方針と施策を定め、仕様書記載事項とともに、開催及びイベント等を告知する広報宣伝を行うこと。なお、オールスター競輪の広報宣伝については、令和7年内に一部は開始させること。

【オールスター競輪】

- ア 競輪広報番組を制作し愛媛県内の民放地上波で放送すること。
- イ 松山市内及び都市圏の主要交通機関でのデジタルサイネージ等を用いた広報宣伝を実施すること。
- ウ コンビニエンスストア内で車券発売促進の広報宣伝を実施すること。
(例：レジ上のデジタルサイネージを用いた広告等)
- エ インフルエンサーを活用した SNS 等での広報宣伝を実施すること。
- オ 甲がオールスター競輪の広報宣伝を目的にイベント等に出展した際、効果的な広報宣伝の提案及び資材を手配すること。
- カ オールスター競輪特設サイトの作成
 - (ア) PC、スマートフォン、タブレットなど、多様なデバイスからの閲覧にも最適な表示が可能なレスポンシブルデザインとする。その際、見やすさ、操作性及び表示速度を優先すること。
 - (イ) ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮すること。
 - (ウ) サーバは乙が用意するとともに、まつやま競輪 HP (matsuyamakeirin.jp) のサブドメインを使用すること。
 - (エ) Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari 等の主要なブラウザの最新バージョンで正常作動すること。
 - (オ) 戦略的な情報発信のため、アクセス解析ができるように設定すること。なお、解析は GoogleAnalytics 等を用いること。
 - (カ) システムへの不正侵入、本システムの停止や障害発生の予防のため、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、詳細ログの取得ができるようにすること。また、Web サイトの管理を適切な認証方法で行うこと。

【金亀杯】

- ア 松山市内の交通機関でのデジタルサイネージ等を用いた広報宣伝を行うこと。
- イ 金亀杯開催中、オールスター競輪の開催告知及び広報宣伝を行うこと。

【金亀杯及びオールスター競輪共通】

- ア キービジュアル作成
金亀杯、オールスター競輪各大会の開催告知及び広報宣伝を行うためのキービジュアルを大会ごとに作成すること。
- イ 広報宣伝ポスター制作及び配送

(ア) 各大会のポスターの仕様は、次のとおりとする。

	サイズ	印刷枚数	紙質	厚さ	納期
金亀杯	B 1	390 枚	コート紙	135kg	乙決定後提示
	B 2	420 枚			
オールスター競輪	B 1	450 枚	コート紙	135kg	乙決定後提示
	B 2	480 枚			

※印刷枚数のうち 100 枚は松山競輪場内装飾分を含む。

(イ) フルカラー印刷とし、耐光インキを使用すること。

(ウ) 場外車券売場と関係機関、約 120 か所にポスターを配送すること。配送先、日程等詳細については、乙決定後、甲から指示する（金亀杯は令和 8 年 1 月下旬、オールスター競輪は令和 8 年 5 月上旬を想定）。

(エ) 配送に係る費用は、本委託費用に含めるものとする。

(オ) その他宣伝広告に必要な枚数は、乙が追加で印刷し、必要各所に配布・設置すること。

(カ) ポスターデータを PDF 及びイラストレータ、JPEG 形式で甲に納品すること。

ウ オリジナルクオカード作成及び配送

(ア) オリジナルクオカードの仕様は、次のとおりとする。

	額面	枚数	納期
金亀杯	500 円	1,500 枚	乙決定後提示
オールスター競輪		2,500 枚	

(イ) 場外車券売場、約 110 か所にオリジナルクオカードを配送すること。配送先、日程等詳細については、乙決定後、甲から指示する（金亀杯は、令和 8 年 1 月下旬を想定、オールスター競輪は、令和 8 年 5 月上旬を想定）。

エ 開催告知イベントチラシ制作

(ア) 開催告知イベントチラシの仕様は、次のとおりとする。

	サイズ	枚数	納期
金亀杯	B4 両面 (4c/4c)	2,000 枚	乙決定後提示
オールスター競輪	B4 両面 (4c/4c)	2,000 枚	乙決定後提示

(イ) 2,000 枚は、甲が場内等で配布するものとし、その他宣伝広告に必要な枚数は、乙が追加で印刷し、必要各所に配布・設置すること。

(ウ) チラシデータを PDF 及びイラストレータ形式で甲に納品すること。

オ 愛媛新聞への折り込み広告データ作成

(ア) 愛媛新聞への折り込み広告データの仕様は、次のとおりとする。

	サイズ	ページ数	納期
金亀杯	タブロイド判両面（4c／4c）	4 P	開催 1 か月前
オールスター競輪	タブロイド判両面（4c／4c）	4 P	開催 1 か月前

- (イ) 広告データを PDF 及びイラストレータ形式で各大会の開催 1 か月前までに甲に納品すること。

(2) イベント業務

【金亀杯イベント】

金亀杯開催中、オールスター競輪を広報宣伝するブースを設置すること。

【オールスター競輪開催時イベント】

県外のお客様にご当地愛媛を PR するため、「みかんジュース蛇口」を 3 機設置すること。
毎日、洗浄するなど、衛生状態には十分に留意すること。

【金亀杯及びオールスター競輪共通イベント】

- ア 松山競輪場内映像観覧席にて、タレントショーなど場内への誘客効果の高いイベントを実施すること。
- イ 一般社団法人日本競輪選手会愛媛支部（以下「愛媛支部」という。）を活用したイベントを企画・実施すること。なお、イベント実施に必要な机、椅子等の備品及び消耗品の準備、設置及び撤去は乙が行うこと。また、愛媛支部への協力金を用意すること（金亀杯 10 万円、オールスター競輪 30 万円を想定）。
- ウ 競輪初心者へのおもてなしとして、競輪初心者向けのブースを設置し、ルールの説明、車券の購入方法、競輪の楽しさ及び楽しみ方等を伝えながら観戦できる企画を提案し実施すること。
- エ 若者やファミリー層を対象としたフードイベントを実施すること。また、実施に際し、甲及び場内レストラン関係者と協議を行うこと。なお、保健所や消防等への諸手続きは乙が行い、費用負担も行うこと（オールスター競輪開催時イベント「みかんジュース蛇口」についても必要に応じて手続きを行うこと）。
- オ 子どもに人気があるイベントを行うことで、ファミリー層の集客を図り、競輪に興味を引かせるイベントを企画、実施すること。

(3) ファンサービス業務

【金亀杯及びオールスター競輪共通】

来場者及び車券購入者を対象としたファンサービスを提案し、実施すること。

(4) 式典関連業務

- ア 各式典で使用するサイクルジャージのデザインを各1種作成を行うこと。サイクルジャージのデザイン以外の業務に関しては甲が行う。

金亀杯	オールスター競輪
決勝競走出場特別選手紹介	決勝競走出場選手特別紹介
優勝者	ドリームレース
	オリオン賞レース
	シャイニングスター賞優勝者
	優勝者

- イ サイクルジャージのデザインデータを PDF 及びイラストレータ形式で各大会の開催3か月前までに甲に納品すること。

(5) 松山競輪場内外装飾

【金亀杯及びオールスター競輪共通】

- ア イベント告知パネルを制作し、各所に設置すること。
- イ 場内にポスター100枚を掲出すること。
- ウ のぼり旗を50枚製作し、松山競輪場周辺に設置すること。
- エ 選手の入退場口となる敢闘門を装飾すること。左右の支柱については、金亀杯は既存の物を使用し、オールスター競輪に関しては新規に作成すること。
- オ 各大会終了後、翌日10時までに現状復旧すること。
- カ 装飾物の設置にあたり、関係機関等への諸手続きが必要な場合は乙が行い、費用負担も行うこと。
- キ 場外にイルミネーション装飾を施すこと。

(6) オールスター競輪開催時のシャトルバス運行等

オールスター競輪開催期間中、松山競輪場と主要駅等を結ぶシャトルバスの運行、管理及び誘導等を行う。

内容	・運行計画書を策定し、計画に沿ってシャトルバスを運行すること。なお、運行時間については乙決定後調整するものとするが、オールスター競輪開催時間の前からの運行を想定すること。 ・最終レース終了後は、満員になり次第、随時出発する。 ・乗降か所が一目で分かるように看板を設置する。 ・乗客数をカウントし、業務終了後、報告書に記載すること。 ・無料運行とする。 ・熱中症、感染症対策を施すこと。
その他	シャトルバス運行に関し、必要な申請や手続きを行うこと。

(7) 記者及び来賓等対応に係る業務

記者等に対し、ケータリング（弁当、茶菓子・飲料等）及び記念品等の手配を行うこと。
ケータリング及び記念品の手配に係る金額は、以下の金額を想定し、詳細については甲と乙の協議により決定するものとする。

	金亀杯	オールスター競輪
ケータリング	70 万円 弁当については 5 日間で 350 食程度	120 万円 弁当については 7 日間で 600 食程度
記念品	30 万円	60 万円

(8) 関西及び関東スポーツ新聞社表敬訪問

金亀杯、オールスター競輪開催の広報宣伝のために実施するスポーツ新聞社表敬訪問時の対応及び効果的な広報宣伝方法（例、キャンペーンガールの手配等）を提案し、実施すること。
対応は次のとおり（金亀杯は関西 6 社を訪問予定、オールスター競輪は関西 6 社・関東 6 社を訪問予定）。

- ア ジャンボタクシーの借上（関西・関東）
- イ 記念品（郵送含む。）等（各社分を予定）
- ウ ポスターパネル（B1）を制作・郵送（金亀杯 1 枚、オールスター競輪 2 枚）
- エ その他、提案の実施に必要なもの

(9) 臨時プレス設置等業務（金亀杯に限る）

金亀杯開催時（令和 8 年 3 月 4 日～8 日、前検日含む）に臨時プレスを設置する。

- ア 臨時プレスの設置は多目的競技場メインスタンド 4 階（記者室 1～3、来賓室 1・2）。
- イ 設置場所及びその他必要な備品、消耗品については別添 2、資料 1 及び資料 2 のとおり。
- ウ 前々検日である令和 8 年 3 月 3 日までに設置を完了し、開催終了後、速やかに撤去し、原状復旧すること。
- エ 臨時電話及び電源装置等の配線は、甲と協議の上、設置すること。

(10) その他、松山けいりんの広報宣伝について

- ア ガールズケイリンの認知度向上に向けて、アニメ「リンカイ！」を活用し、ガールズケイリンを広報宣伝すること。
- イ 金亀杯以降に松山競輪場で開催する FⅠ・FⅡの来場を促進するため、デジタル広告等を活用した広報宣伝を行うこと。
- ウ 競輪初心者向けの解説動画及び愛媛支部に所属する選手のドキュメンタリー動画等を作成し、松山けいりんの YouTube チャンネルで放映すること。
- エ オールスター競輪開催記念モニュメントを製作及び設置すること。
- (ア) 松山けいりんのランドマークとして誘客促進を図るため、オールスター競輪開催を記念し

て、松山競輪場の見やすい場所にモニュメントを1体設置すること。

- (イ) モニュメントの設計、製作及び設置工事を行う。また、設置場所、設計、製作及び納品時期に関しては甲と協議の上、実施すること。
 - (ウ) 安全性に十分配慮し、安易に倒壊・損傷することのないような構造とし、設置後に第三者による乗りかかり、もたれかかり等に耐えうる構造とすること。また、設置場所の環境条件を踏まえ、維持管理が容易かつ耐久性に優れたものとする。
- オ 特別競輪誘致申請書作成において、甲が応募する特別競輪に対応したイベント等を提案し、資料作成の補助を行うこと。なお、応募する特別競輪等の詳細は、受託者決定後、甲から指示する。

8. 効果検証

金亀杯（令和8年3月4日）からオールスター競輪終了（令和8年8月16日）までの期間中、松山競輪場内及び松山競輪場外周辺の人流動向を分析し、来場者の動きや売上状況、イベントの効果を検証するとともに、上記期間内のデータはすべて蓄積し、データベース化して報告すること。

また、検証結果を基に、今後の広報宣伝戦略について提言すること。

9. 業務履行上の注意事項等について

業務の履行にあたっては、次の事項に十分留意するものとする。

- (1) 乙が業務を履行する過程で必要とする甲の帳票、資料及び備品等（以下「備品等」という。）を無償で乙に貸与するものとする。
- (2) 乙は、業務終了後、甲が返却を要求した場合、貸与された備品等を速やかに返却するものとする。
- (3) 乙は、貸与された甲の備品等の取扱については、善良な管理者としての注意を払わなければならないものとする。
- (4) 乙は、業務において必要な場合は、甲は乙に施設の鍵を貸与するものとする。乙は、鍵の利用者を特定の者に制限する等、善良な管理者としての注意を払わなければならないものとする。なお、複製は認めない。
- (5) 乙は、あらかじめ業務従事者及び業務責任者を選任し、その氏名を書面により甲に通知するものとし、業務従事者及び業務責任者を交替させる場合も同様とする。
- (6) 業務責任者は、乙の代理人として業務の実施に関する指揮監督、勤怠管理及び安全衛生管理等を行うものとする。
- (7) 甲は、業務の実施につき、著しく不相当と認められる場合は、乙に対し、その理由を明示して、その改善等を求めることができるものとする。
- (8) 乙は、業務の履行において、疑義が生じた場合又は重大な事故があった場合は、直ちに甲にその旨を報告しなければならない。

- (9) 業務従事者は、甲の承認を得て甲の履行場所へ業務作業等のために立ち入ることができる。
この場合において、業務従事者は必ず本人確認証を携帯しなければならない。
- (10) 乙は、業務履行にあたり特記事項を遵守するとともに、業務上知り得た情報等を他に漏らさないこと。契約終了後も同様とする。
- (11) 乙は業務を行う上で、松山中央公園利用者・通行者等への安全対策を行うとともに、安全を確保するために必要な警備を配置すること。ただし、車券発売に必要な警備については甲が手配するものとする。
- (12) 受託者の責に帰すべき事由により発生した損害については、一事故につき対人賠償及び対物補償併せて10億円を限度として受託者が補償すること。乙の責に帰すべき事由や不測の事態で発生した損害に備え、損害保険等（対人・対物）に加入しておくこと。
- (13) イベント開催時に場外で発生する一般廃棄物及び産業廃棄物については、乙の責任で処分するものとする。
- (14) オールスター競輪開催時、体調不良者への迅速な対応ができるよう看護師を1名配置すること。

10. 成果品

令和8年12月31日までに金亀杯及びオールスター競輪の最終報告書を提出すること。ただし、会議録、当日イベントの結果報告等、甲の指定する業務については、業務終了後、速やかに提出するものとする。

- (1) 業務報告書 書面 1部
- (2) 上記成果品の電子データ（CD-R） 一式

11. 成果品に関する権利の帰属

- (1) 乙は、委託業務の成果品に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに甲に無償で譲渡するものとする。
- (2) 甲は、著作権法第20条（同一性保持権）の2に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、乙はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。
- (3) 乙は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、乙が負うものとする。
- (4) 上記成果品に関する権利について、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

1 2. 提出書類

乙は、業務の実施にあたって次の書類を甲に提出し、承諾を得るものとする。変更が生じた場合も同様とする。

- (1) 着手届
- (2) 業務主任届
- (3) 作業実施計画書
- (4) 業務工程表
- (5) その他甲が指示する書類

1 3. 打合せ・協議

乙は、業務の実施にあたっては、甲と打合を綿密に行い、作業上の打合せ事項については、協議書又は打合せ記録を作成するとともに、進捗状況を随時報告するものとする。

1 4. 再委託等の制限

乙は、本業務の全部又は一部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部について事前に書面にて報告し、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

1 5. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号））を遵守するとともに、別添 3「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1 6. 疑義

本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、速やかに甲と乙が協議の上、甲の指示に従うものとする。

金亀杯の実績

	入場者数	指定席 利用者数	売上額総額	売上額の割合		
				本場	場外	インターネット
令和 6 年度 R6.12.5～8	3,829 人	301 人	54 億 9,100 万円	1.4%	31.7%	66.9%
令和 5 年度 R6.3.7～10	5,607 人	468 人	64 億 3,600 万円	1.8%	37.7%	60.5%
令和 4 年度 R5.3.9～12	3,397 人	214 人	50 億 1,800 万円	1.9%	29.2%	68.9%

オールスター競輪の実績

	売上額総額	売上額の割合		
		本場	場外	インターネット
令和 6 年度 平塚競輪場	154 億 5,600 万円	3.0%	27.1%	69.9%
令和 5 年度 西武園競輪場	132 億 1,300 万円	1.8%	32.1%	66.1%
令和 4 年度 西武園競輪場	128 億 8,400 万円	1.7%	34.1%	64.2%

金亀杯開催に伴う臨時プレス等設置か所及び必要な備品、消耗品

各所備品等規格及び数量

(1) 4階プレス

- ① テーブル 30 台 (L1800×D450×H700)
- ② 折り畳みパイプ椅子 48 脚
- ③ F A X B 4 サイズ (普通紙・インクジェット又はムラテック製 F-390) 14 台
※うち 2 台については、BizFAX 対応機種を用意すること。
- ④ 電話機 4 台
- ⑤ なお、既設の電話機 2 台 (内線 1 台・外線 1 台) と大型 F A X 機は、J K A に配置すること。
- ⑥ ポケット W i F i 5 台程度 (契約・通信料を含む)
※30 人程度が同時に通信できる機器を準備すること。

(2) 4階通路

- ①高速デジタルコピー機 (60 枚/分 以上) 2 台 (※使用予定枚数 800 枚程度/日)
※印刷機は不可
※開催期間中、コピー機等の不具合等が発生した場合は、緊急連絡及びメンテナンスができる体制を整えておくこと。(保守員の常駐)
- ②冷蔵庫 220 L 以上 2 台
- ③コーヒーメーカー 2 台 (フィルター200 枚含む)
- ④電気ポット 3 台
- ⑤パーテーション (縦 1800×横 900 以上) 2 台

(3) 4階開催本部横

- パーテーション (縦 1800×横 900 以上) 5 台

(4) 東棟 2階番組編成室

- 高速デジタルコピー機 (60 枚/分 以上) 1 台 (※使用予定枚数 500 枚程度/日)
※印刷機は不可
※開催期間中、コピー機等の不具合等が発生した場合は、緊急連絡及びメンテナンスができる体制を整えておくこと。(保守員の常駐)

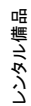
(5) 予備

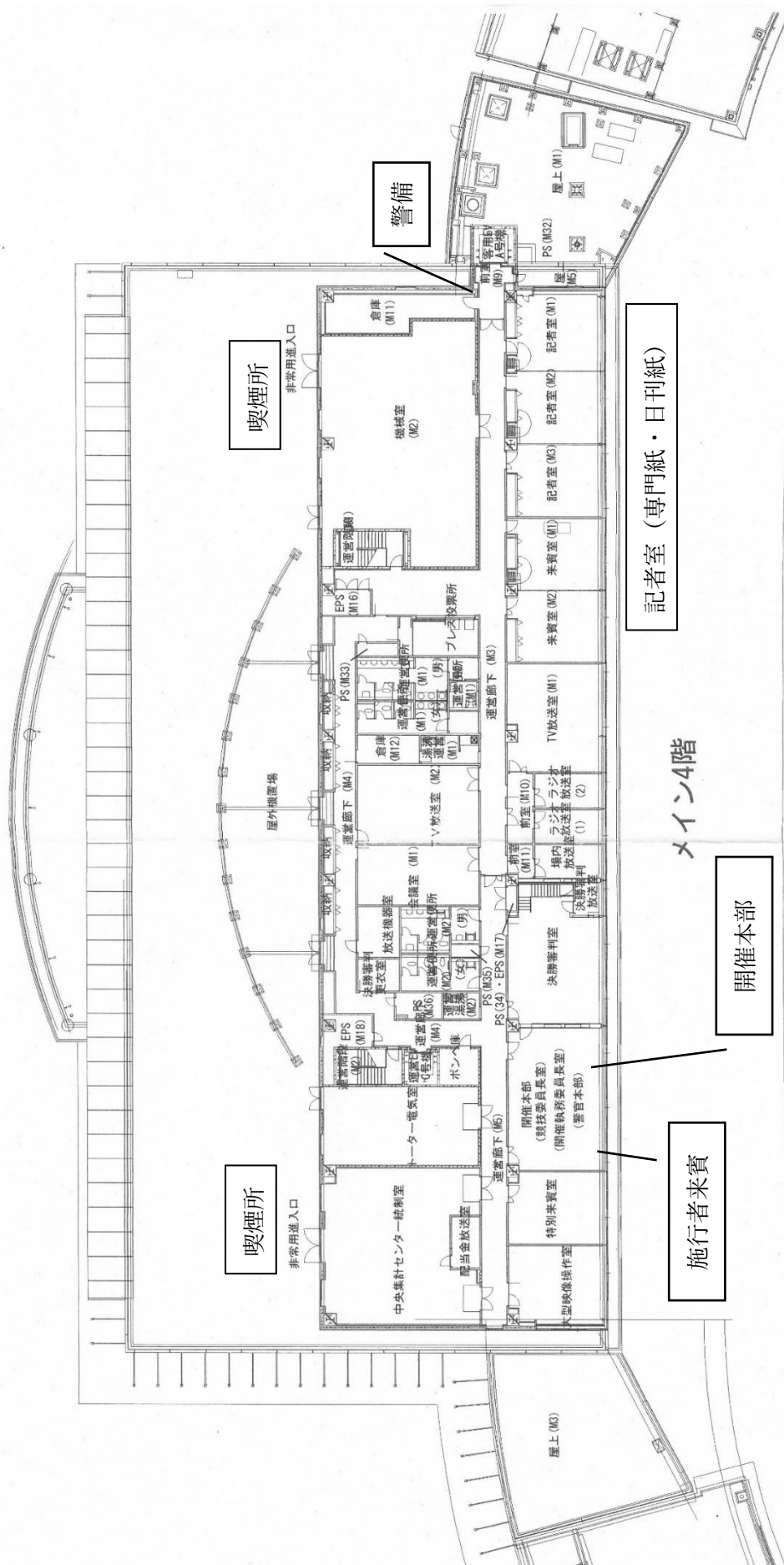
- ① テーブル 10 台 (L1800×D450×H700)
- ② 折り畳みパイプ椅子 20 脚

(備品数量合計)

- FAX 14 台 (B4 サイズ)
- 電話機 4 台/回線
- ポケット WiFi 5 台程度
- 高速デジタルコピー機 (60 枚/分) 3 台
- テーブル (L1800×D450×H700 以) 40 台 (予備を含む。)
- 折り畳みパイプ椅子 68 脚
- 冷蔵庫 220 L 以上 2 台
- パーテーション (縦 1800×横 900 以上) 7 台
- コーヒーメーカー 2 台 (フィルター 200 枚を含む。)
- 電気ポット 3 台
- FAX 及びコピー機の消耗品 (用紙 (B4、A4)、トナー等)

(資料 1)





個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、この契約による事務を処理するに当たっては、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）を始めとする関係法令に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(管理体制等の事前通知)

第3 受託者は、この契約による事務の責任者及び当該事務に従事する者を明確にし、その管理体制、実施体制及び個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について、委託者に、あらかじめ、通知するものとする。なお、変更する場合も、同様とする。

(従事者への周知)

第4 受託者は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報保護法又は番号法の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(従事者への監督及び教育)

第5 受託者は、この契約による事務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

(収集の制限)

第6 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第7 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全確保の措置)

第8 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の安全確保の措置を講じなければならない。

(持ち出しの禁止)

第9 受託者は、この契約による事務を処理するために必要な範囲を超えて、受託者がこの契約による事務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写等の禁止)

第10 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために委託者から引渡しを受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第11 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から引渡しを受け、又は受託者が収集し、

若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、委託者が別に指示したときは、当該指示した方法により処理するものとする。

(報告義務)

第12 受託者は、委託者に対し、この契約の遵守状況について委託者が指示する頻度で定期的に報告しなければならない。

(事故報告義務)

第13 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(取扱要領等の作成)

第14 受託者は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに関する要領等を作成し、委託者に報告しなければならない。ただし、委託者が必要でないと認めた場合は、この限りでない。

(実地検査)

第15 委託者は、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、受託者における事務の管理体制、実施体制及び個人情報の管理の状況を年1回以上、原則として実地検査により確認するものとし、受託者はこれに協力しなければならない。

(勧告)

第16 委託者は、受託者のこの契約による事務に係る個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、受託者に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(再委託の制限)

第17 受託者は、この契約による事務における個人情報の処理を自ら行うものとし、やむを得ず第三者(委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。))を含む。以下同じ。)に再委託するときは、あらかじめ委託者の承諾を得るものとする。

2 受託者は、委託者の承諾によりこの契約による事務における個人情報の処理を第三者に委託するときは、この契約により受託者が負う個人情報の取扱いに関する義務を当該第三者にも遵守させるものとし、受託者はそのために必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 受託者が委託者の承諾によりこの契約による事務における個人情報の処理を再委託した場合において、委託者は、受託者を通じて又は委託者自らが再委託先に対し、第15に規定する措置を実施するものとし、再委託先はこれに協力しなければならない。

4 委託者又は受託者は、再委託先のこの契約による事務における個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、再委託先に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

5 前4項の規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第18 委託者は、受託者が本特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第19 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。